

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

千葉県告示第五百三十一号

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号。以下「法」という。)第五条の二第一項及び第三項の規定により、硫黄酸化物を保有する総量規制基準を次のとおり定める。

昭和五十一年八月二十日

千葉県知事

川上 紀

一 適用する地域
 (一) 千葉市、市川市、船橋市、松戸市及び習志野市並びに東葛飾郡浦安町の区域(以下「千葉北部区域」という。)
 (二) 千葉市、木更津市、市原市、君津市及び富津市並びに君津郡袖ヶ浦町の区域(以下「千葉南部区域」という。)

1 指定地域の区分

二 適用する工場又は事業場
 一の工場又は事業場に設置されているすべての硫黄酸化物を保有するは
 ん煙発生施設を運転する場合において使用される原料及び
 燃料の量を重油の量に換算したものの合計が、一時間当たり〇キ
 ロリットル以上の工場又は事業場(以下「特定工場等」という。)
 三 総量規制基準
 次の表の区分に従いそれぞれに定める算式により算出が許可される
 硫黄酸化物の量

総量規制基準	特別の総量規制基準
昭和五十一年十月一日以前から設置される特定工場等及び硫黄酸化物に係るばく煙発生施設が設置され、又は硫黄酸化物に係るばく煙発生施設について構造等の変更がなされたことにより特定工場等となつたものに適用する。(特別の総量規制基準に適用されるものは除く。)	昭和五十一年十月一日以降新たに硫黄酸化物に係るばく煙発生施設について構造等の変更がなされた特定工場等(工場又は事業場で硫黄酸化物に係るばく煙発生施設の設置又は構造等の変更又は譲受け等の地位の承継により同日以降新たに特定工場等となつたものを含む。)及び同日以降新たに設置された特定工場等に適用する。
指定区域の区分	該当区域
千葉北部区域 Q-1-3.3W-0.90	Q-3.3W-0.90+0.5×33{(W+W1)0.90-W-0.90}
千葉南部区域 Q-1-3.3W-0.88	Q-3.3W-0.88+0.5×33{(W+W1)0.88-W-0.88}

備考
 一 「Q」とは、特定工場等において排出が許容される硫黄酸化物の量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時。以下「 $m^3/時$ 」といふ。)

二 「W」とは、特定工場等(法第十二条の規定により承継がなされたことにより特定工場等となつたものを含む。)に昭和五十一年十月一日前から設置されているすべての硫黄酸化物を保有するばく煙発生施設(同日前に法第六条第一項又は第八条第一項の規定に相当する電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の規定に基づき許可若しくは認可の申請又は届出がなされた

昭和51年8月20日(金曜日)

千葉県報

- 三 「 W_i 」とは、次の1に掲げる量と2に掲げる量とを合計した量をいう。
- 1 特定工場等（工場又は事業場で硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の設置により、昭和五十一年十月一日以降特定工場等となつたもの（法第十二条の規定により承継がなされたことにより特定工場等となつたものを含む。）を含む。）に同日以降設置されるすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設（同日前に法第六条第一項の規定による届出がなされた硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を除く。）を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量（単位 重油の量に換算したキロリットル毎時）
- 2 特定工場等（工場又は事業場で硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の構造等の変更により、昭和五十一年十月一日以降新たに特定工場等となつたもの（法第十二条の規定により承継がなされたことにより特定工場となつたものを含む。）を含む。）に同日前から設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設（同日前に法第六条第一項の規定による届出がなされた硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を含む。）で、同日以降に構造等の変更がなされた硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加する原料及び燃料の量（同日前に法第八条第一項の規定による届出がなされた硫黄酸化物に係るばい煙発生施設で、同日以後に当該届出に係る構造等の変更がなされた硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加する原料及び燃料の量を除く。）（単位 重油の量に換算したキロリットル毎時）

設を含む。以下同じ。）を含む。）を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量（単位 重油の量に換算したキロリットル毎時）

- 四 原料及び燃料の使用量の認定方法
- 1 使用を廃止された硫黄酸化物に係るばい煙発生施設
- 2 予備の硫黄酸化物に係るばい煙発生施設（他の硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の使用が停止されている間専ら使用されるものに限る。）
- 3 使用を休止している硫黄酸化物に係るばい煙発生施設
- 4 法第六条第一項又は第八条第一項の届出がなされた未稼動の硫黄酸化物に係るばい煙発生施設

- 四 原料及び燃料の量の重油の量への換算方法
- 1 原料 別表第一の上欄に掲げる原料の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる原料の量を同表下欄に掲げる重油の量に換算する。

- 2 燃料 別表第二の上欄に掲げる燃料の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる燃料の量を同表の中欄に掲げる重油の量に換算する。ただし、気体燃料については、重油の量に換算した値に同表下欄に掲げる圧縮率を乗じた値とし、三の備考に掲げる「 W 」及び「 W_i 」の換算（千葉北部区域は除く。）に限り適用する。

五

- 1 施行期日等
- (一) (二) この告示は、昭和五十一年十月一日から施行する。
- (一) の規定にかかる総量規制基準は、昭和五十二年一月一日から施行し、昭和五十一年十月一日前から硫黄酸化物に係るばい煙発生施設が設置されている一の工場又は事業場（同日前に法第六条第一項の規定による届出がなされた硫黄酸化物に係るばい煙発生施設が設置された工場又は事業場を含む。）については、昭和五十三年三月一日から施行する。
- (二) 前項の(一)に定める施行日以降法第十二条の規定により承継がなされた一の工場又は事業場については、承継のなされた日を施行日とする。
- 3 前1の(一)及び前項の規定にかかる規定により届出がなされた硫黄酸

化物に係るばい煙発生施設の稼動が施行日以降となる場合においては、当該届出がなされた硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の稼動日からとする。

別表第一

原料の種類	原料の量	重油の量 (単位リットル)	原油・軽油 ナフサ・灯油
鉄の精錬の用に供する焼結炉において用いられる原料	一キログラム	○・一三三	○・九五
石油の精製の用に供する溶動接触分解装置に投入される原料	一リットル	○・〇七五	○・六六
石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置により回収される硫黄	一キログラム	○・八二	○・九〇
ガラスの製造の用に供する熔解炉において用いられる原料(硝石を用いるものに限る。)	○・三二一		
その他の原料(一般廃棄物及び産業廃棄物を含む。)			

燃料の種類	燃料の量 (単位リットル)	重油の量 (単位リットル)	原油・軽油 ナフサ・灯油
都市ガス			
液化石油ガス			
流化天然ガス			
ナフサ分解ガス・コードクス缶ガス			
高炉ガス			
転炉ガス			
天然ガス			
オフガス			
副生油			
その他			
量			

千葉県告示第五百三十二号
大気污染防治法(昭和四十三年法律第九十七号。以下「法」という。)第十五条の二第三項の規定により、硫黄酸化物に係る燃料使用基準を次のとおり定める。

昭和五十一年八月二十日

千葉県知事 川上 紀一

一 適用する地域

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、
津市及び富津市並びに東葛飾郡浦安町及び君津郡袖ヶ浦町の区域
下「指定地域」という。)

1) 指定地域の区分

(一) 市川市、船橋市、松戸市及び習志野市並びに東葛飾郡浦安町の
区域(以下「千葉北部区域」という。)

(二) 千葉市、木更津市、市原市、君津市及び富津市並びに君津郡袖
ヶ浦町の区域(以下「千葉南部区域」という。)

二 適用する工場又は事業場

一の工場又は事業場に設置されているすべての硫酸化物に係るば
い煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び
燃料の量を重油の量に換算したもののが、一時間当たり五百リッ
トル以上五百リットル未満である工場又は事業場

燃料使用基準

燃料の種類	工場又は事業場の区分		使用する燃料の硫黄含有率の許容限度
	一の工場又は事業場に設置 されているすべての硫酸化物に係るば い煙発生施設を定格能力で運転する場合 において使用される原料及び 燃料の量を重油に換算し た一時間当たりの量	二の工場又は事業場に設置 されているすべての硫酸化物に係るば い煙発生施設を定格能力で運転する場合 において使用される原料及び 燃料の量を重油に換算し た一時間当たりの量	
石油系燃料	五十リットル 以上五百リットル トル未満	○・八八一セント	○・八八一セント
重油その他の 化物に係るばい煙発生施設	五百リットル 以上五百リットル トル未満	○・六八一セント	○・六八一セント

四 原料及び燃料の使用量の認定方法
すべての硫酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合
に使用される原料及び燃料の量により認定する。

五

1 原料及び燃料の量の重油の量への換算方法
別表第一の上欄に掲げる原料の種類ごとにそれぞれ同表の中
欄に掲げる原料の量を同表下欄に掲げる重油の量に換算する。

2 燃料 別表第一の上欄に掲げる燃料の量を同表の中欄に掲げる重油の量に換算する。

3 施行期日等
(一) この告示は、昭和五十一年十月一日から施行する。

(二) 前項の(一)及び前項の規定にかかるばい煙発生施設が設置された一の工場又は事業場については、承継のなされた日を施行日と

する。

(三) 前項の(二)及び前項の規定にかかるばい煙発生施設が設置された一の工場又は事業場で、法第六条第一項及び第八条第一項の規定により承継のなされた日を施行日と

する。

(四) 前項の(三)及び前項の規定にかかるばい煙発生施設が設置された一の工場又は事業場で、法第六条第一項及び第八条第一項の規定により承継のなされた日を施行日と

する。

(五) 前項の(四)及び前項の規定にかかるばい煙発生施設が設置された一の工場又は事業場で、法第六条第一項及び第八条第一項の規定により承継のなされた日を施行日と

する。

(六) 前項の(五)及び前項の規定にかかるばい煙発生施設が設置された一の工場又は事業場で、法第六条第一項及び第八条第一項の規定により承継のなされた日を施行日と

する。

別表第一

原料の種類	原料の量	重油の量 (単位リットル)
鉄の精錬の用に供する焼結炉にお いて用いられる原料	一キログラム	○・二二
石油の精製の用に供する流動接触 分離装置に投入される石油	一リットル	○・〇七五
石油ガス洗浄装置に付属する硫黄	一キログラム	○・八二

別表第二

		回収装置により回収される硫黄	
ガラスの製造の用に供する熔融炉において用いられる原料(芒硝を使用するものに限る。)		その他の原料(一般廃棄物及び産業廃棄物を含む。)	
ガラスの製造の用に供する熔融炉において用いられる原料(芒硝を使用するものに限る。)	ガラスの製造の用に供する熔融炉において用いられる原料(芒硝を使用するものに限る。)	一キログラム	一リットル
その他の原料(一般廃棄物及び産業廃棄物を含む。)	その他の原料(一般廃棄物及び産業廃棄物を含む。)	○・三二一	○・九四
当該原料一キログラムの処理に伴い発生する平均的な硫黄酸化物の量に相当する量の硫黄酸化物を燃焼に伴い発生する重油(硫黄含有率○・三五六ペーセント比重○・九)の量	当該原料一リットルの処理に伴い発生する平均的な硫黄酸化物の量に相当する量の硫黄酸化物を燃焼に伴い発生する重油(硫黄含有率○・三五六ペーセント比重○・九)の量	一キログラム	一リットル
燃料の種類	燃料の量		
原油・軽油	一リットル		
ナフサ・灯油	○・九五		
石炭	トル (単位リットル)		
流化天然ガス	○・九〇		
都市ガス	○・六六		
液化石油ガス	○・三		
ナフサ分解ガス・コークス炉ガス	十分の一		
転炉ガス	一分の一		
高炉ガス	一分の一		
オフガス	三分の一		
天然气	三分の一		
一キログラム			
一			
二			
三			
四			
五			

千葉県告示第五百三十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の規定により、次のとおり手続開始の申立てがあつた。

昭和五十一年八月二十日

千葉県知事 川上 紀一

起業者の名称 建設大臣

一 起業者の種類 一般事業

事業の種類 一般国道六号(千葉県柏市旭町四丁目及び旭町二丁目からあけぼの二丁目及びあけぼの三丁目間並びに柏市大字柏字長山中割及び字呼塚から千葉県我孫子市大字根戸字雨久保間)改築工事

三 起業地

イ 収用の部分 柏市旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、旭町四丁目、明原一丁目、明原二丁目、末広町、あけぼの一丁目、あけぼの二丁目、あけぼの二丁目及びあけぼの三丁目、あけぼの四丁目、大字柏字長山、字中割及び字呼塚、大字松ヶ崎新田字木崎及び字壱番割、大字呼塚新田字木崎、字水神前及び字壱番割、大字根戸新田字水神前、大字堀之内新田字壱番割並びに大字根戸字びやく田、字中馬場及び字北ノ内地内、我孫子市大字根戸字北ノ内及び字雨久保地内

四 手続を開始する土地

柏市明原二丁目、末広町、あけぼの一丁目、あけぼの二丁目、あけぼの三丁目及びあけぼの四丁目地内

五 図面の縦覧場所 柏市役所

副生油	一リットル
その他	一リットル

当該燃料の量一リットル(固体燃料又は液体燃料にあつては一キログラム)当たりの発热量に相当する発熱量を有する重油(一リットル当たりの発熱量は、九千キロカロリーとする。)の量